

北海道高等学校体育連盟室蘭支部内規

1 専門委員に関する事項

- (1) 各種目の道専門委員の人数は1名以内とする。ただし、支部大会実施種目においては、さらに2名以内のブロック専門委員(室蘭ブロック1名、苫小牧ブロック1名)をおくことができる。
- (2) 体操・スケート・スキーの各専門部については、必要がある場合2名(ただし体操競技1名・新体操1名、スピードとフィギュアから1名・アイスホッケー1名、アルペン1名・ノルディック1名)の道専門委員をおくことができる。支部大会実施種目においては、さらにそれぞれ2名以内のブロック専門委員(室蘭ブロック1名、苫小牧ブロック1名)をおくことができる。

2 支部大会に関する事項

- (1) 当番校の決定について
 - イ 当番校の選定にあたっては、つぎの各項に留意すること。
 - (イ) 当番校の割り当ては、原則として高体連全道・支部大会及び高野連大会を含め3種目までとする。
 - (ロ) 陸上競技の当番校については、原則として他の高体連種目の当番校を割り当てない。
 - (ハ) 全道大会の当番校については、他種目の当番校割り当てにおいてその負担を考慮する。
 - (ニ) 各校の負担が著しく均衡を欠かないよう配慮すること。
 - (ホ) 各校及びその地域の施設、設備の状況に配慮すること。
 - (ヘ) 大会運営経費や参加経費が過重にならないよう配慮すること。
- ロ 事務局は、各種目における当番校受け入れの可否について、各校の情報を集約して支部に周知すること。
- ハ 各校の顧問及び指導者理事は、他種目の状況も踏まえて当番校の引き受けを検討すること。

- ニ 各種目の道専門委員は、5年後までの当番校の原案を作成し、顧問会議等での協議を経て事務局に報告すること。
- ホ 当番校は総会において決定し、原則として変更を認めない。
- ヘ 決定後に当番校の引き受けが困難になったときは、当該校はすみやかに道専門委員および事務局に連絡し、対応について協議すること。
- ト 当番校の変更は、道専門委員と事務局で連携して行うこと。

(2) 大会日程について

- イ 開催期間は3日以内とし、平日に実施することを原則とする。
- ロ 大会の開始、終了時刻は、原則として参加校の交通機関の便のある範囲内とし、やむを得ない場合は参加校の同意を得ること。
- ハ 3日以内、または平日での実施が困難な種目については、総会の承認を得て4日以内または休日も含めた日程で実施することができる。
- ニ 大会の実施方法及び競技日程の変更については、道専門委員が支部長あてに大会日程等変更申請書(様式5)を提出し、変更実施の前年度までに総会の承認を得るものとする。

(3) 顧問会議について

- イ 顧問会議は、支部大会の前に開催することができる。ただし、事情により再度開催を必要とする場合は、道専門委員が事務局に申し出て、支部長の承認を得ること。
- ロ 顧問会議を開催しない種目における組み合わせ抽選は、道専門委員の立ち会いのもとで、当番校が行う。

(4) 参加料及び参加資格について

- イ 参加料は一人500円(マネージャーは含まない)とし、当番校が徴収する。ただし、【大会参加資格の別途に定める規程】により参加を認められた者は、500円に支部加盟負担金相当額を加えた金額を参加料として当番校に納入すること。
- ロ 種目別競技団体への登録を参加条件とする場合は、各校において手続きすること。

(5) 役員及び審判員の委嘱について

- イ 引率教諭によってその必要数が満たされない場合は、役員及び審判員を委嘱することができる。
- ロ 役員及び審判員は原則として支部加盟校所属の教職員・外部指導者・部活動指導員に要請し、なお満たされない場合は外部の団体または個人に要請する。
- ハ 委嘱者の選定に際して、当番校と道専門委員は委嘱対象者の適性や所属先への負担について十分に検討・協議すること。
- ニ 委嘱及び派遣要請は、支部長及び当番校校長が、委嘱対象者及びその所属長に対して行う。

(6) 大会の運営について

- イ 大会役員の構成は当番校の事情や種目の特性により異なるが、次の基準に従うよう努めること。
 - ・主 催：本支部と開催地の種目別競技団体(共催)
 - ・主 管：当番校
 - ・大 会 長：支部長
 - ・大会委員長：当番校校長
 - ・顧 問：市町村有力者
 - ・大会副委員長：当番校教頭・開催地の種目別競技団体長
 - ・参 与：参加学校長
- ロ 大会長が不在のときは、大会委員長が職務を代行する。
- ハ プログラムの印刷部数は必要最小限にし、華美なものを作成しないこと。また、大会要項、役員、競技日程及び組合せ、結果記入欄、参加校、参加選手及び監督の氏名、過去の大会成績、男女別参加人数を記載すること。
- ニ 開・閉会式は質素に行うこと。
- ホ プラカード持ちが必要な場合は、各チームで対応すること。
- ヘ 試合球は、試合ごとにチームの負担とし、終了後は返却すること。
- ト 大会運営および競技の進行に際しては、災害や事故の防止に努めること。
- チ やむを得ず大会を延期・中止する場合は、参加校の同意と支部長の承認を得ること。

(7) 表彰について

- イ 支部大会の賞状は、すべての種目において同一形式のものを使用する。
- ロ 賞状の授与は、原則として団体、個人とも3位までとする。ただし、全道大会の出場権を獲得した順位まで授与することができる。
- ハ 他団体や個人から物品や金銭的な賞を受け取ることは認めない。ただし、メダル・バッジ等の記念品程度は、当番校の責任で受納することができる。
- ニ 持ち回りの優勝旗・優勝杯等の徽章は、取得校で責任をもって保管すること。なお、年度と学校名を記入したペナントをつけておくこと。

(8) 会計について

- イ 大会運営費は総会において決定し、経費は大会運営費、雑収入及び当番校負担をもって充てる。
- ロ 式典等で吹奏楽団を動員しても、その経費は大会運営費から支出しない。
- ハ 競技役員を委嘱する場合は無償を原則とし、支出する場合は最小限度の交通費補助とする。ただし、審判員への若干の謝礼（日当）は認める。
- ニ 職員・生徒への交通費の支出については、最小限度の補助とする。
- ホ 食糧費は、一人一食当たり税別700円以内とする。
- ヘ 大会運営費による、試合球、徽章類及び記念品等の購入は認めない。
- ト 当番校会計における赤字の補填は、支部長校が作成した補填原案を常任理事会及び専門委員会で審議し、総会において決定する。

(9) 大会終了後の当番校業務について

- イ 大会終了後3週間以内に、徴収した参加料の全額を事務局に納入すること。
- ロ 大会終了後3週間以内に、次の書類各1部を事務局に送付すること。
 - ・大会成績が記載済みのプログラム
 - ・大会報告書（様式1）
 - ・大会成績一覧及び参加料（様式2）
 - ・決算報告書（様式3）
 - ・領収書の綴り
- ハ 大会終了後3週間以内に、大会運営費の残額を事務局に返納すること。

3 全道・全国大会の事業補助金について

全道・全国大会の当番校については、事業補助金として1競技あたり100,000円を支出する。

4 対外試合出場に関する事項

北海道教育庁、文部科学省通達等による高校生の対外試合出場に関する基準、及び北海道高体連の申し合わせに従い次の諸事項を遵守すること。

- (1) 全国大会出場については高体連大会及び国民体育大会を原則とする。
- (2) その他の対外試合（練習試合を含む）については、各学校の事情に応じた校長の裁量によること。但し、練習試合については、当該校長間による文書交換のうえで行うこと。

5 共催大会に関する事項

- (1) 大会は本支部内の高校を対象とし、年2回を限度とする。開催地は胆振及び日高管内とする。
- (2) 道高体連名目共催種目の予選についてもこの範囲で行う。
- (3) 大会開催に際し、道専門委員は事務局に大会要項（要項案でも可）を提出すること。
- (4) 開催日数は、長期休業日・土曜・日曜・祝日の4日以内を使用し、授業を欠かないこと。
- (5) 大会運営には、高校教諭が複数名関与していること。また、参加料や運営経費が高額にならないように配慮すること。
- (6) 支部は名目共催なので、賞状及び大会運営費は供出しない。

(7) 大会役員・審判員等の委嘱状は所属長宛に送付すること。

(8) 期日、会場等の変更がある場合は事務局に連絡すること。

6 事務局校手当てについて

事務局校手当として、年20,000円を支出する。

平成22年	4月	1日	一部改正
平成28年	5月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正